

新山協ニュース

発行所 新潟県山岳協会
〒951 新潟市下旭町109 鈴木敏雄方 TEL025-222-9548

南極に向かつて

長岡ハイキングクラブ

片桐 一夫



平成7年11月14日正午、南極観測船「しらせ」で晴海を出発することになった。帰国予定は、平成9年3月28日の見込みである。目的は、昭和基地ではなく、ドームふじ観測地点と言うところで昭和基地より極点に向かって約1000kmほど登った高地である。ここは標高3800m、気圧は平均600hpとなっている。冬には特に気温が低下して、マイナス80℃を記録することもある。

今回(第37次観測隊の越冬

隊員)選ばれた要因は、山登りをやっていることが大きかったように思います。しかしながら、マイナス80℃という気温は未だ体験したこととはなく、かなりの不安感も禁じ得ない。聞くとところによるとこの寒冷な空気を直接吸うとせき込んでしまい呼吸が出来ないという。また、顔は何もつけなければ顔が凍り付き、次いで鼻が凍り付く。そのため、顔、手、足など三重、四重にガードすることとなります。ただし、居住地区は、室温を15℃程に保ち、休養と睡眠が出来るようになってきている。ここで、1年間を9名の隊員で越冬するわけで、隊員相互の融和が最も大切と思っています。

ここで氷厚3000mの水に穴を開けて氷のコアを持ち帰る。氷は過去25万年を溯り地球環境を我々に知らせてくれる。

(雪上車で20日必要)の振動で瓶入りは割れてしまう為持込みが困難でビール等を製造して、欲求を満たす。しかし、なんと言っても最大の楽しみは調理担当の隊員が作る食事になるかも知れません。まあ、1年間の厳冬期冬山合宿と考えて過ごすように考えています。

郵便局や宅急便はありませんが、電話とファックスはできますのでいつでも県山岳協会の皆様と連絡は加能です。どうぞ、気が向いたらお声がけ下さるようお願い致します。

北信越国体大会報告

少年男子監督 柏崎工業高校

小杉 克彦

三度目の正直という言葉がある。本校も北信越国体は昨年引き続き三度目の出場。しかも、昨年の石川県大会では惜しいところで3位と、本国体出場を逃し悔し涙を流した。2年連続、しかも会場が隣の富山県となれば力を入れざるを得ない。本国体も福島である。

しかし、合宿が始まると地元富山はもちろんのこと、長野、石川は成年、少年揃って毎週のように合宿を組んでいてその協力体制には驚かされ

た。地理的には富山はどの県からも入りやすいということがある。合宿所が同じだった長野は夜になるとほとんど社会人が応援に来て大騒ぎでなかった。

いよいよ大会1日目。縦走競技は山岳競技というよりもリュックを背負ったクロスカントリ。雨ばかり続いた合宿と違い、一転猛暑の中、体力勝負となった。昨年1位の石川、2位の富山は昨年と同じメンバーが中心、基礎体力に大きな開きがあった。

2日目の踏査競技はルート公開であったため、定点の位置を難しく設定されると予想したが、詳細な下調べが生かせず、一つのミスが命取りとなった。これも体力に余裕のないところに起因している。昨年の経験者がいなかったのも痛かった。

県内では登山部の部員数の減少が目立つ。平成10年といわれる少年の人口ポード競技の行方もあるが、より精鋭なチーム作りのために学校単独でなく、選抜チームで望むことも考える時期になってい

るのではないだろうか。

結果は結果としてこの大会を通して生徒たちは多くの方々から励まされる中、個々成長していきました。この機会を与えていただき、また大会当日遠路駆けつけていただきました県山協の方々に感謝申し上げます。

以下に生徒の感想を載せさせていただきます。

「縦走競技」

自分では精一杯頑張ったつもりだったが、それでも良い結果が出すことができずに残念だった。体力的なことも原因の一つだったと思うが、特に今回感じたのは精神力の弱さだった。長い坂が続くコースだったので、目標物を決めながら登っていたが、それでもそこに到着する前についに立ち止まってしまふことが何度かあった。そういう「もうだめだ」と思ったときにもう少しだけ頑張れる精神力があれば結果ももう少し変わっていたと思う。

他には技術的な面で他県のチームを追い抜く時の方法を

もっと考えるべきだった。

（猪俣敬一）

県で一歩強く、北信越では5番目に強いわけで満足している。

「踏査競技」
今回は私達のチームは踏査には自信があった。事前に何度も巻尺を使いチェックしたからだ。結果5位ということだが、定点はもっと大事だということの意識が少なかつた。後のチームに追いつかれも焦らず定点を確実にとることが大事だ。（中村弘行）

「競技を終えて」

北信越大会は他校との力の差をまざまざと見せつけられた。大会前に焦って練習しても遅い。普段の部活できちんとトレーニングをして体をつくっておくべきだ。

これから夏合宿があるけれど本当に楽しみます。3年にとっては最後の山だろうけど、思いっきり楽しみましよう。北信越5位です。僕は胸を張って言える成績だと思います。負け惜しみじゃないよ。

（内山勝博）

平成6年度指導員研修会報告

「登山中の事故遭難の時

リーダーの刑事 民事責任は」⑤

弁護士 和田 光 弘

事例として、ある登山でリーダーが道に迷って岩場に行くわし、その岩場を先頭の1人が無事に登ったが2人目が墜落死亡した。ここでは引き返す事は無理だろうからと3人目が登ったが同じく墜落死亡した。これは実際に有った事故ですが、この場合道に迷ったり、岩登りが出来もしないのに岩登りをさせて事故が起

きた時、リーダーの責任は不法行為責任として問われる。この場合リーダー個人として問われるが、リーダーが山岳会に所属して、山岳会に企画書を出して、山岳会から許可をとり山行した場合、企画を承認した団体はどうなるか。この団体、山岳会自体の（使用者）組織として所属する者が（業務上）事故者を出した



少年男子チーム

場合、使用者、被使用者の関

係があるかどうかの問題が有りませんが、一応使用者責任として団体に責任を問える可能性が出てくる。これは団体としての責任ですが、その団体そのものが実務をし、企画して山行プランを検討した時、その会長は代理監督者として、そのプランの承認に関わっていたとすれば責任が有る。事務局長が同じように関わっていれば、代理者監督責任を問われる。

こういう事について具体的事例として、残雪の八ヶ岳縦走遭難事件、昭和58年静岡県社会文化体育協会、任意団体であるが県という名が付いているので代表が居て、補助金などがありハイキングや登山を主に主催してきた。昭和58年4月29日30日残雪の八ヶ岳縦走を主催、会員30名が参加、女性会員として参加したAさんは八ヶ岳縦走中29日午後2時30分頃、鉾岳のトラバースコースで雪の斜面をスリッパして墜落して死亡した。亡くなった側の方は、団体と会長と事務局長とリーダーを訴え

た。

主張の要旨 本件の登山には相応の登山経験と体力が必要である。初心者で直接山行を企画したリーダーは、比較的体力の衰える女性を含む17名の参加申込について、的確な審査をせず参加を許した上、登山計画の具体的な内容や八ヶ岳の状況など説明せず、登山準備などについて適切な指示も与えず、参加者30名に対して僅か2名のサブリーダーで、皆さんの態勢で本件の登山を強行、しかも当時は悪天候が予想される状況下で、参加者の疲労を無視して登山を実行した挙げ句、本件の事故現場は谷川に滑落しやすい危険な場所であるにもかかわらず、ザイルなり安全密着なりアイゼン装着なりの適切な指示など、指導や安全確保を怠った結果発生した。リーダーは冬山はもちろん、残雪期の春山登山の経験も無く、その登山技術を修得していないのに実施した。

山岳会側は、本件の事故の原因は、亡くなられた方は脇見をしながら歩き、正常な姿勢をとらなかつたために足を踏み外した事によるもので、その人自身の過失によっておきた。

結論として、裁判所側は登山計画が無謀であった。装備や経験を審査しないで、山行中悪天候になってきたのに充分な避難をとらず山行を強行した。

リーダーは本件の事故現場を通過してくる参加者が判っているだけで、眼鏡を外したままにて危険な箇所である本件の事故現場で、通過しようとしているその女性の動静を注視しなかつたため、同女に注意を喚起しなかつたし安全な通過方法を指示できず、同女に対する安全義務を怠って滑落して死亡させた。

文化体育協会は負けた。この事例はリーダーが責任を問われ、事務局長も問われ、体育協会も問われ、会長だけが関与していなかったため責任はないという結論になった。国家賠償法第1条「公権力の行使」

国や県の責任が問われてくる。山登りには権力なんか必要ないと思つていますが、公務員の方は歩く公権力ですので、充分気をつけなければならぬ。どんな場合でも国や県や自治体に責任が問われる。

山岳遭難事故におけるリーダーの注意義務
1 注意義務
危険な結果を予見する義務
：前提に予見可能性
危険な結果を回避する義務
：前提に回避可能性
登山に際して自己の経験、知識などあらゆる努力を集中して、その登山について考えられる危険を予見することであり、この危険を予見することによってその登山に際しての具体的な結果回避義務がある。

ア登山計画書に無理がなかつたか
イ当日の行動に無理がなかつたか
ウ天候急変に対する処置が適切であったか
エ事故現場において避難などの処置をとることが不可能であったか
違法阻却

①不可抗力 山岳遭難事故においては人間の能力では到底予見不可能な、また人間の力では不可避的な原因による事故がある。

不可抗力とは Act of God といわれるように神の行為であり、人間の能力をもってしては、到底避けられない原因により事故が起こる場合であり、あくまでも法は人の行為を罰するもので、人の行為を越えた原因については誰も法的責任を負わずことはできない。山岳遭難事故には、かかる不可抗力による事故が多くあること否定することはできない。落雷、雪崩、天候の急変などの原因による事故の場合である。しかしながら現代の登山技術の向上はかかる危険を予見し、回避する技術を次々に見つけたして、以前では不可抗力であった事故原因も人間の力で予見し、回避することも可能になってきている。

事例 西穂高岳落雷遭難事故 昭和42年8月1日。登山計画に無理がなかつた。行動予定に無理がなかつた。天候急変に対する処置が適切であつて

雷雨とガスの見分けが困難であった。具体的に西穂高岳山頂で休憩中にガスが発生し始めたため、トップはA教諭と女生徒、次にB教諭、最後尾にC教諭、中間にD Eの教諭で行動した。下山を始めて間もなく小雨が降り始め、A教諭の指示で全員雨具を着け、

及することにしたのですが、裁判所が無罪にしたという例でもある。刑事事件で無罪になった場合に、直ちに民事事件において損害賠償責任が免れるかと

わがクラブ ⑰

山と自然と友

山岳同好会新潟望遠 前田常雄

山岳同好会新潟望遠、現在会員数40名余りで活動し、創立は昭和33年頃と聞く。最近の我が会の活動内容を見ると、御多分に洩れず若い会員の入会が少なく、会の活動にも少なからず影響を

いう問題がありますが、それがそうでない事もあります。これは民事事件に提起されてあります。刑事事件で終わっていきませんが判断が微妙なところです。(文責 三富一弥)

は例会山行を少なく個人山行を重視し、北は北海道から南は九州迄、各自が財布と休暇、山の神などと相談しバラエティに富んだ山行を行っている。反面、冬山合宿などの長期の準備と日数を要するような会全体として取り組む必要がある山行や、遭難対策などには一考を要する所と考える。

ともあれ我会の底流に流れている伝統と言うとオーバーかもしれないが、先輩から受け継いで来ているものは、山を通して、人と人とのつながりを大切に、ひいてはそれが現代生活の中でのオアシスにでもなればと考える。

今後目新しい山行など出来ないとしても、山と自然と友と、そしてチョッピリ酒を愛し、一生を通して山と付き合えることが出来るような山岳会として新潟望遠が引き続き発展する事を願う次第である。

事務局からの連絡

①協会分担金未納団体が10数団体あります。請求通りの

金額を至急左記に納入願います。
0066009118183
加入者 新潟県山岳協会
※銀行口座
第四銀行長岡東支店
1116600
名義 新潟県山岳協会
②協会名簿を発行する準備を進めております。各団体の会長・事務局・有資格者・救助隊員で変更が有りましたらお知らせください。
〒957
新潟田市西園町1ノ8ノ3
五十嵐昇苑



冬山合宿 飯豊連峰 三国岳 1994年 正月

検察庁の段階では責任を追

不足と、個人の山行へ

登山用品専門店

— 信頼できるパートナー —

大新スポーツ

新潟市東堀6 ☎(025)222-3736